

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	横田 憲一
所属又は職業等	大阪府漁業協同組合連合会 資源管理サワラ流網漁業管理部会 会長 (西鳥取漁業協同組合 監事)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・大阪府におけるサワラの漁獲量は 1990 年代に大きく減少したものの、資源回復計画が開始された 2002 年以降増加傾向に転じている。これは関係各県の漁業者による連携した取組や、大阪府でのサワラ流網の目合いの拡大や休漁期の設定といった漁獲管理措置、栽培漁業による稚魚の放流の推進によるものであると認識している。
- ・大阪府海域においてサワラは主にサワラ流し網の他、巾着網 (中型まき網) および板びき網で漁獲されていたが、サワラ資源の回復に伴い、近年急激に、釣り漁業、その他刺網でも相当量が漁獲されるようになってきている。
- ・また、遊漁でもサワラを獲っていることから、サワラ資源に対する遊漁の漁獲圧を把握、管理しなければ、資源管理していることにならない。まずはサワラの混獲状況や遊漁によるサワラの漁獲について把握、管理することが、サワラの資源管理において重要である。
- ・従前からの資源回復の取り組みによりサワラの漁獲量が回復していることから、TAC による管理は必要ないのではないかと考える。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・大阪府内のサワラ流網漁業は、夕方から夜間にかけて操業しており、漁業者各人が卸売市場等に出荷している。従って、漁協が開設する産地市場が介在しておらず、漁獲報告は各人が行うことになっているので、サワラ瀬戸内海系群を対象とするうえで、報告方法などを瀬戸内海で統一することが必要である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源管理目標の導入に当たって、混獲・遊漁によるサワラ漁獲量を把握、管理できていることが前提である。そのうえで資源評価をすべきである。それなしで管理目標を導入すると、混乱を招き、これまでの資源管理の取組体制が崩壊する恐れがある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

サワラ瀬戸内海系群では、かつては関係府県が連携し栽培漁業を行い、その効果で、現在資源が回復したと認識している。これまでの資源回復計画同様、資源量が減少する見込みとなった場合は中断されているサワラ種苗生産の再開するシナリオを確約して欲しい。なお、種苗放流の効果はすぐに出るものではないため、資源量が減少してしまってから放流するのでは遅いと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・数量管理を導入・実施する上で、混獲・遊漁を含む全てのサワラ漁獲量を把握、管理できていることが前提であると考ええる。
- ・サワラを混獲している漁業種類は複数存在しており、それぞれ漁獲方法（目合いなど）が異なり、漁獲されるサワラの大きさが異なる。また、これらの漁業種類はサワラ流し網と許可期間が異なることや漁獲量のコントロールができないことから、混獲される漁業種類で枠がいっぱいになる可能性もある。
- ・TACが導入された場合、府内で各漁業種類への割振りなどの調整、管理が極めて困難となることが想定される。
よって、サワラを専獲する漁業者の漁獲枠を確保するため、あらかじめ猶予枠を設けておく又は業種ごとに枠を設ける等の方策が必要である。
- ・また、TAC割当量を超過した場合、サワラを混獲する漁業種類のその後の漁の仕方はどのようになるのか。
数量管理を導入した場合、サワラを混獲する漁業種類の管理方法に課題がある。サワラは網に掛かると再放流しても死んでしまうため、単に再放流して漁獲しなかったとしても、実質的に資源管理とはならない。
- ・TAC枠の割当を含め、海域利用・漁業許可上の問題が発生しないか、既存の資源管理の取組が維持できるのかなど、各府県で行政、漁業者の状況について把握したうえで、サワラ瀬戸内海系群の数量管理が実現可能かを検証すべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

【現在の取組内容】

広域漁業調整委員会指示に基づき、サワラの流し網漁業においては目合い10.6cm以上の使用と禁漁期間を順守している。また、ひき縄漁業においては禁漁期を順守している。

⑥ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・現在、瀬戸内海各県で実施している資源管理の取組をTAC管理に移行した場合、効果にどれぐらいの違いが出るのか、また、TAC管理となっても、これまで通り、漁具や漁期に制限を設けるのか。
- ・資源量が減少する見込みとなった場合、国主導による種苗生産の再開を含めた資源回復の取組を実施する行程を明らかにしておいて欲しい。

⑦ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- 管理対象としては、サワラ瀬戸内海系群を漁獲する可能性のある「全漁業」とすべきである。
- サワラを専獲する漁業者の漁獲枠を確保するため、あらかじめ猶予枠を設けておく又は業種ごとに枠を設ける等の方策が必要である。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	小林 克幸
所属又は職業等	坊勢漁業協同組合

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・MSY を実現する親魚量は 12.9 千トンで、2021 年の親魚量 6.3 千トンの 2 倍以上となっているが、神戸チャートでは、2021 年には MSY を実現する漁獲圧を下回り、現在の漁獲圧のまま継続した場合でも資源量、親魚量ともに増加し、2033 年には親魚量が 12.7 千トンとほぼ MSY を実現する親魚量と同水準になると予測されている。
- ・自主的な管理の中で過剰な漁獲圧をかけなければ本資源は良好に推移するのではないか。
- ・漁業者の漁獲以外の環境要因が資源に与える影響を明確にして資源評価に反映するよう検討するべき。
- ・TAC 管理を導入した場合は管理数量を超えることなく操業に臨む必要があるが結果に結びつかないことに大きな懸念がある。加えて TAC 制度では厳格な報告の義務や罰則がある制度であり、漁業者の生活に直結する数量管理の導入の基本となる資源評価や将来予測への不安が解消されるよう慎重に議論を進めて欲しい。
- ・加えて、漁業者以外にも遊漁者による採捕がある。遊漁者の採捕実態、影響を加味しなければ資源評価の精度が向上しないのではないか。
- ・サワラは 11 府県で広域資源管理で休漁や網目の制限等の入口管理を実施しているが、数量管理する場合は、これらの取組の効果を検証して必要なものを残しつつ、柔軟に見直しをしていくべきと考える。現在の取組がそのまま残り、新しく数量管理が上乘せされ、出口管理を基本とする流れの中で入口も出口も規制する事態を懸念している。入口管理の部分を柔軟に見直せるよう、効果の検証に必要な分析を研究機関にお願いしたい。
- ・捕食魚のサワラを増やすと餌の魚（例：シラスやイカナゴ）にとっては減ってしまう要因になる。こうした中、瀬戸内海ではサワラだけでなくイカナゴ等も数量管理の候補魚種に挙げられており、単一の魚種の評価をもって管理方策を検討すると矛盾が生じないか。
- ・生態系のバランスを考慮した評価や管理ができないか。
- ・資源の議論とともに漁業経営面での補償制度なども検討するべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

(特記事項なし。)

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

(1) 全体に関する意見に記載のとおり。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

(特記事項なし (②のとおり。))

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(特記事項なし (②のとおり。))

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

・瀬戸内海 11 府県では広域資源管理を実施しており各海域で休漁や網目規制等を実施している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

・サワラを主要な漁獲物とする漁業種（流し網、はなつぎ網、ひき縄等）のほか、巻き網、底びき網、一本釣り等、幅広い漁業種類の漁業者の意見を聴くべきと考える。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・漁獲以外の環境要因の影響
・遊漁者の資源に与える影響

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(特記事項なし。)

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(特記事項なし。)

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	福島 富秋
所属又は職業等	五色町漁業協同組合

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・MSY を実現する親魚量は 12.9 千トンで、2021 年の親魚量 6.3 千トンの 2 倍以上となっているが、神戸チャートでは、2021 年には MSY を実現する漁獲圧を下回り、現在の漁獲圧のまま継続した場合でも資源量、親魚量ともに増加し、2033 年には親魚量が 12.7 千トンとほぼ MSY を実現する親魚量と同水準になると予測されている。
- ・自主的な管理の中で過剰な漁獲圧をかけなければ本資源は良好に推移するのではないかと。
- ・将来の親魚量、漁獲量ともシミュレーションに振れ幅があり、将来予測の結果に大きな不安がある。漁業者の生活に直結する数量管理の導入検討は資源評価や将来予測の精度を高めつつ慎重に進めるべきと考える。
- ・漁業者の漁獲以外の環境要因が資源に与える影響を明確にして資源評価に反映するよう検討するべき。
- ・特に栄養塩や餌のプランクトン等が少なく、こうした要因が資源の回復や増やすことのできる資源量の限界を決めるボトルネックになっていることが考えられないか。海域環境が過去と変わり、環境要因が原因で数量管理を実施しても結果に結びつかないことに大きな懸念がある。
- ・加えて、漁業者以外にも遊漁者による採捕がある。遊漁者の採捕実態、影響を加味しなければ資源評価の精度が向上しないのではないかと。
- ・サワラは 11 府県で広域資源管理で休漁や網目の制限等の入口管理を実施しているが、数量管理する場合は、これらの取組の効果を検証して必要なものを残しつつ、柔軟に見直しをしていくべきと考える。現在の取組がそのまま残り、新しく数量管理が上乘せされ、出口管理を基本とする流れの中で入口も出口も規制する事態を懸念している。入口管理の部分を柔軟に見直せるよう、効果の検証に必要な分析を研究機関にお願いしたい。
- ・捕食魚のサワラを増やすと餌の魚（例：シラスやイカナゴ）にとっては減ってしまう要因になる。こうした中、瀬戸内海ではサワラだけでなくイカナゴ等も数量管理の候補魚種に挙げられており、単一の魚種の評価をもって管理方針を検討すると矛盾が生じないか。
- ・生態系のバランスを考慮した評価や管理ができないか。
- ・流し網等、サワラの漁獲を専業としている漁業者は数量管理の導入で実質的な休業、禁漁が生じても漁業種、魚種の転換できない。資源の議論とともに漁業経営面での補償制度なども検討するべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

(特記事項なし。)

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

(1) 全体に関する意見に記載のとおり。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

(特記事項なし (②のとおり。))

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(特記事項なし (②のとおり。))

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

・瀬戸内海 11 府県では広域資源管理を実施しており各海域で休漁や網目規制等を実施している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

・サワラを主要な漁獲物とする漁業種（流し網、はなつぎ網、ひき縄等）のほか、巻き網、底びき網、一本釣り等、幅広い漁業種類の漁業者の意見を聴くべきと考える。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・漁獲以外の環境要因の影響
・遊漁者の資源に与える影響

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(特記事項なし。)

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

・瀬戸内海ではサワラのほか、ヒラメ、カタクチイワシ、マダイ、トラフグ、イカナゴ等で同様に検討が進められているが、生態系のバランスがあって、全てを増やしていくことは難しいと考える。また、現在の海域環境は過去から変化しており、こうしたことを考慮した評価や管理の検討ができないか。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	藤井 義弘
所属又は職業等	岡山県漁業協同組合連合会 参与 (公財)岡山県水産振興協会 専務理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

岡山県においてサワラを漁獲している漁業は以下のとおりである。

1. さわらを目的とする知事許可漁業
さわら船びき網、さわら流網、さわらひき釣
2. さわらを混獲する知事許可漁業、漁業権漁業
いか袋待網、小型定置網

大部分がさわら流網、さわら船びき網漁業で漁獲されている。

瀬戸内海全体では資源量、漁獲量ともに増加傾向とあるが、本県の漁獲量は令和元年度までは増加傾向にあったものの、その後は減少傾向に転じ、令和4年度の漁獲量は元年度の約2割の水準となり、資源評価結果に相反する状況である。管理手法の検討にあたっては、その理由も検証いただき、漁業者の理解が得られるよう丁寧な説明をしていただきたい。

近年、遊漁船を含む遊漁者による採捕があるため、遊漁者による採捕実態を把握することが必要である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

知事許可漁業及び漁業権漁業を行う漁業者に対して漁獲量の報告が義務付けられており、サワラの漁獲量を収集する体制が整っているものの、現在は四半期ごとに報告を受けており、即時的なデータ収集が困難である。

また、他県へ入漁している操業に関しては、自県と他県を区別して漁獲量を収集することが困難である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

サワラは漁業者の自主的な資源管理の成功例と考えており、資源量及び漁獲量は増加傾向にある。現状の漁獲圧と漁獲量管理を行った際のシミュレーション結果が類似しているように見えるが、現状の資源管理では不十分で漁獲量管理を必要とする理由を丁寧に説明していただきたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

数量管理導入により漁獲量制限や休漁を余儀なくされた場合、漁業経営に与える影響が大きい。

また、魚種の特性上、再放流が困難なことから、混獲する袋待網、小型定置網における数量管理は極めて困難である。

入会操業がある府県の場合、数量の配分方法についての調整が難航することが予想される。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

さわら流網漁業：目合い（10.6cm以上）規制、秋漁の一部休漁（9月）

さわら船びき網：毎週2日の休漁に加え、操業期間中4日の自主休漁日を設定、操業時間の短縮

さわらひき釣：秋漁の全面休漁

受精卵放流の実施

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：県内全域

漁業種類：さわら船びき網漁業、さわら流網漁業、さわらひき釣漁業、いか袋待網漁業、小型定置網漁業

関係者等：上記漁業に従事する漁業者及びその関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

前述の（1）及び（2）－②

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

岡山県（知事許可） さわら船びき網漁業、さわら流網漁業、さわらひき釣漁業、いか袋待網漁業、

岡山県（漁業権漁業） 小型定置網漁業

（3） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

サワラは、一旦減少した資源が漁業者の努力と関係府県行政等の調整により、回復傾向にある自主的な資源管理の成功例と考えている。現状の資源管理を維持するだけでも資源量は増加傾向にあるため、更に漁獲量規制を導入する必要があるのか。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	木下 隆規
所属又は職業等	山口県漁業協同組合 宇部岬支店 流し刺網漁業実行組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

・瀬戸内海側は、TAC 管理になじみがない関係者が多い。現状の漁獲圧でも資源量が上向いている魚種において TAC 管理を導入することの必要性について丁寧に説明してほしい。

・資源管理の重要性は認識しているが、漁業経営は厳しい状況であり、資源管理のみに傾注すると、資源回復しても対象資源を漁獲する漁業者がいないという事態になりかねない。資源管理にあたっては持続的な漁業経営という視点も含めて検討をお願いしたい。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・資源量は、現状の漁獲圧でも順調に上向く予測であることから、漁業者に負担を強いる 10 年間の漁獲シナリオのみではなく、漁獲規制を加えない (漁業者に負担を強いらぬ) 10 年以上を目標期間とする漁獲シナリオも提示すべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	平尾 義徳
所属又は職業等	椿泊漁業協同組合

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

これまで、漁業者自らがサワラの資源管理に取り組んできましたが、資源を守るという観点はもちろん、商品価値を高めるための取組みでもありました。

目合いの拡大や秋漁の禁漁は漁獲サイズのアップにつながり、私たち、紀伊水道延縄連合で取り組んできた春漁の禁止は、産卵後の痩せて商品価値が低下した魚を漁獲するのではなく、脂が乗り始め商品価値が上昇してから取り始めることとしており、サワラを目的とする漁業の禁漁は、委員会指示の期間（5月15日から6月20日）より長い8月31日まで実施しています。

このことで、単価が大きく上昇する年末まで漁を続けることができています。今後、単純に漁獲数量だけの管理になれば漁獲枠を心配して商品価値が低い痩せた魚まで漁獲するようになる恐れがあり、これは、消費者のためにも誤った選択であると考えます。

これからの漁業は消費者が求める高品質の魚をいかに安定的に供給するかを考える必要があります。生物学的に資源量を最大に保つことだけが漁業ではありません。地域によって旬が異なり、評価が異なるのが漁業です。これら瀬戸内海の文化を継承できるような漁獲管理制度となってもらいたいと思っています。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

私たちの海域では遊漁者等の漁協系統から外れた者による採捕が多くあると考えていますが、詳細な実態は明らかにされていません。少なくとも、資源評価に用いる農林統計に遊漁者等の採捕量は一切把握されていません。

まずは、実態調査を早急に行い、遊漁者等の採捕が資源に対してどの程度影響を与えているのかを明らかにし、そのうえで資源評価を実施し、管理目標の検討を行うべきであると考えます。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

遊漁等の採捕実態を明らかにしたうえで、改めて資源評価を実施し、管理目標の検討を始めるべきであると考えます。

- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項
遊漁等の実態調査が先決であると考えます。

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

都道府県に管理を任せるのは絶対に反対です。なぜなら、海上の都道府県境が明確に決まっておらず、都道府県が制定した規則によって管理することが困難であるからです。これは、資源管理手法検討部会及び水産施策審議会の委員に責任を持って包み隠さず説明すべきです。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

瀬戸内海関係 11 府県 行政及び漁業代表者
瀬戸内海漁業調整事務所

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

農林水産大臣が認知する瀬戸内海 11 府県の漁業法第 136 条で定める海区の範囲
都道府県漁業調整規則の適用範囲（特に漁業許可が行われている区域）
農林水産大臣が認可した府県漁業調整規則の適用範囲
瀬戸内海 11 府県が定めた「資源管理方針」により、管理管轄すべき区域
農林水産大臣が府県の「資源管理方針」を承認するに際し、認知している府県の管理管轄区域
取り締まりや指導に関連し、瀬戸内海 11 府県の漁業法第 130 条で定める区域
漁業法第 30 条に規定する報告に関し、府県が定めた規則の適用範囲
漁業法第 33 条第 2 項に定める採捕停止に係る規則の適用範囲

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

全て大臣の直轄管理とする

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

漁業権漁業に関しては、憲法で守られるべき物権とされています。このため、漁業法では第 93 条及び第 177 条の規定が設けられていると考えます。それでもなぜ、クロマグロの管理において、漁業権漁業に対し漁業補償を行わないまま、放流等を行わせている根拠を示してください。
仮に、漁業法第 93 条で規定する「公益」に該当しないとするのであれば、憲法第 29 条第 2 項で定める法律の根拠を示してください。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	嶋野 勝路
所属又は職業等	香川県漁業協同組合連合会 代表理事長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・ 漁獲可能量管理を導入するに当たっては、現場の漁業者の理解を得て進められたい。
- ・ 網目規制や週休日の設定など自主的な取組みや種苗放流によって資源量、漁獲量ともに増加傾向にあり、現在の自主的管理で十分であると考え。
- ・ TACが導入されるとなった場合、配分時の実績を作るために、導入されるまでの期間は現状よりも多く漁獲量を積み上げようとする可能性があり、これまでの自主的な取組みの体制が壊れる恐れがある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・ 現時点では、自由漁業や遊漁による採捕に係る報告が困難と考える。
- ・ 他県の漁業者が本県知事による許可に基づき本県海域で操業する場合、電子的な報告体制の整備状況によっては、県間で報告義務の履行に差が生じる恐れがあると考え。
- ・ 現場に負担のかからない電子的な報告体制を整備する必要がある。また、報告体制の整備や維持に漁業者へ負担が生じないように、国が責任をもって予算措置をしていただきたい。
- ・ 春の2週間程度に漁獲が集中しており、漁獲量の報告体制、指導等のタイミングが非常に難しい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 加入量の推定方法、資源量及び親魚量の関係性、再生産関係式や資源評価の妥当性について明記する必要があると考え。
- ・ 2020年以降、コロナによる魚価の低下や燃油高騰が影響し、出漁日数を減らしており、直近年のCPUEの増加は、単純に資源が増えたことによるものではない可能性がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ これまでの資源の動向や環境要因も踏まえた上で、漁獲シナリオを採択する必要がある。

- ・ 漁業者の自主的取組（禁漁期の設定、漁獲サイズの制限）を考慮した漁獲シナリオも検討する必要があると考える。
- ・ 複数の漁獲シナリオを図示した上で、漁業者に説明すべきである。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 現行の漁獲圧であっても、最大持続生産量を達成する漁獲圧より小さい漁獲圧であるとともに、将来的に資源は増加すると予測されている状況において、管理の手法や水準を変更する明確なメリットを示す必要があると考える。
- ・ 瀬戸内海では入会が多く、共通の資源を利用するに当たって、隣県との管理方法の差異は問題となると考える。
- ・ 過去の資源減少の原因として若齢魚への漁獲圧が高かったことが一因であった。数量管理だけでは流し網以外の漁法では、サイズ選択できないため、資源が減少した場合に若齢魚へ高い漁獲圧がかかる恐れがあり、資源減少に拍車がかかる可能性がある。マグロのようにサイズ別に数量管理（例えば2kg以上と2kg未満）することも検討するべきと考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現在、休漁日や休漁期間の設定、網目の制限等に漁業者が自主的に取り組んでおり、自主的な取組の効果を示す必要があると考える。従来に加えて新たな資源管理措置に取り組むことは経営面の観点からも困難であると考え。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

さわら流し刺し網漁業、込網漁業に従事する漁業者の意見を重点的に聴く必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 漁獲可能量管理を導入することのメリットを提示する必要があると考える。
- ・ また、自主的管理による効果を明確に示し、数量管理と合わせて自主的管理を継続することのメリットを提示する必要があると考える。
- ・ どの程度の漁業者の理解を得て検討を進めるのか、具体的な対応の基準についても説明する必要があると考える。
- ・ 目合い規制によってサイズ選択ができる流し網と、サイズ選択ができない釣りやはなつぎ網の漁法ごとの漁業者の意見を十分に聴く必要があると考える。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ さわらを目的として操業する全ての漁業。
- ・ 遊漁については、一の都道府県で対応できるものではないことから、クロマグロと同様に、大臣管理区分として管理するべきと考える。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- 資源管理の用語やそれぞれの用語の関連性の説明について、漁業者に対して、丁寧に行っていただきたい。漁業者の理解が得られるまで、複数回、ステークホルダー会合を実施していただきたい。
- 漁獲可能量管理の導入については、遊漁の取扱いが定まらない限り、漁業者側だけで検討を進めることはできないと考える。
- 現場漁業者への説明について、県職員にまかすのではなく、水産庁、水研の方々も対面で行っていただきたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	中山 達也
所属又は職業等	漁業者 (愛媛県漁業協同組合大島支所所属)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

私たちサワラ流網漁業者にとってはサワラ資源の枯渇は漁家経営の存続に関わる重大な問題であり、サワラ資源の保護・増大は急務であると当然認識している。

我々は平成 14 年度よりサワラ資源回復の取組を瀬戸内海関係 11 府県にて開始し、目合制限・期間休漁等資源管理の取組を実施し、その結果、水産庁の説明では令和 3 年資源量は 10,218 トンと取組開始前の平成 12 年の 1,495 トンから比べ約 7 倍に増加しており、これは関係 11 府県のサワラ漁業者や行政の努力によるものであると自負している。

資源管理を継続していくことについては、我々サワラ漁業者も取組んできた実績からも重要であると認識している。しかしながら、今回、水産庁が提示する漁獲量規制 (TAC 制度) を導入することについては疑問が生じる。

我々が実施してきた取組で資源量は増加してきたという結果を無視し、兎に角、TAC 制度に移行して漁獲量規制をすることはこれまで関係府県で連携してきたことが崩れ、11 府県で足並みを揃えて行ってきた取組が崩れてしまうのではないかと懸念している。

また、サワラはイワシ・アジ・サバなどの多獲性浮魚類を対象としたまき網漁業に混ざって混獲されることもあり、県内においてもサワラ漁業者とサワラを混獲した他の漁業種類の漁業者間で漁獲可能量をめぐり更なる関係悪化を危惧する。

当県域では瀬戸内海外海域 (宇和海) での漁獲をどのように考えるのか、漁獲可能量の設定をどのように構築していくのか、既存の TAC 制度のように県域で数量規制を設けるには高いハードルが立ちはだかっていると考えている。

サワラは生態系において高次消費者に属しており、瀬戸内海のような閉鎖性海域ではサワラの現存量のみならず植物プランクトンなどの低次生産者の動向 (環境要因) が資源評価をする上で無視できない要素となっており、TAC 制度への移行よりも、近年の瀬戸内海の栄養塩量を増加させる取り組みを踏まえた資源評価が必須であると考えます。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

比較的規模が大きい地方卸売市場では漁獲情報伝達迅速化が図られているが、小規模な市場や仲買人との相対取引の場合は漁業者自身により漁獲量報告を行うこととなっている。これらの場合は漁獲量報告は個々の漁業者に委ねられており、漁業者によっては報告数量の精密さに差が生じる可能性もある。本資源が TAC 対象魚種となり、仮に漁獲量制限が掛かった際には正確な報告が担保されるか不安が残る。

更に遊漁者による採捕量が現在は報告対象ではないため実際の採捕量が不明である。漁業者だけに制限を設定するのではなく、水産庁は遊漁者の採捕量についても明らかにする仕組みづくりが必要である考える。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

①でも述べたように、漁業者が漁獲した数量だけで資源量を評価するのではなく、遊漁者が漁獲した数量についても資源量評価に考慮すべきではないか。

また、サワラは生態系において上位者となることから、サワラだけを過度に数量規制するのではなく、他魚種を捕食する関係性も見ながら資源管理目標は設定すべきではないか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

種苗放流及び標識採捕率のモニタリングによる親魚量の推定。

禁漁期間の設定。

禁漁期間に対する漁業者への所得補償。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

私たちサワラ流網漁業を営む漁業者は零細な漁家が多く、漁業許可により操業できる海域が定められている。サワラは回遊性が高いため、伊予灘では獲れるものの燧灘では獲れないといった状況が起こり得る。県内での数量管理が導入された場合、漁労設備や漁業許可、漁獲努力量の多少によって獲れる人、獲れない人が出てくる恐れがある。

県内での数量管理となる場合、瀬戸内海外にあたる宇和海で漁獲されるサワラを瀬戸内海系群に含めるのか否かという事や配分をどのように行うのか協議が必要である。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現在、サワラ流網に使用する漁網は網目 10.6 cm 以上を用いるよう瀬戸内海広域漁業調整委員会指示により規制されており、更に湾灘別に約 1 か月間の期間休漁が設けられている。これらには関係 11 府県の行政・漁業者での協議・調整の結果行っているもので一定の効果が出ていると考えている。数量管理ありきではなく、現行の関係府県での協議に基づく取組みを行うことを尊重して欲しい。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

県域別の数量管理を行う場合、瀬戸内海に接する地域の漁業者は当然のことながら、瀬戸内海に隣接する外海域（当県であれば宇和海域）の漁業者も対象として意見を聞くべきである。更に数量管理を行う行政・研究機関や地方卸売市場の担当者などからも意見を聞き、数量管理の方法や地域経済に与える影響について

検討したうえで数量管理ありきではなく、従来の資源管理の取組を活かした実現可能な資源管理手法を検討すべきである。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

漁業者が最も関心を持つのは数量管理により規制が発令されてから解除されるまでの間の操業のあり方であると思われる。採捕制限の間、他の魚種により漁家経営を維持する必要があるが、何らかの補助が措置されるのか、方針を示して欲しい。

また、サワラを主目的としていないまき網漁業などの他魚種による混獲や、遊漁者による採捕はどのように数量管理されるのか、「サワラ漁業者だけ」という規制ではない事を広く知らしめなければ関係者の同意は難しい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

当県に隣接する海域は燧灘、伊予灘、宇和海の3海域に大別される。宇和海は瀬戸内海外の隣接海域となるため宇和海でのサワラ漁獲は本系群には含めないものと思われるが、県域内で複数系群の数量管理が可能なのかが疑問である。系群を考慮せず、県域内でサワラ漁獲量管理である場合、灘別の管理まで踏み込まなければ本県内では県域で1本化したサワラ魚種の数量管理は難しいのではないかと思う。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	北野 和貴
所属又は職業等	大分県漁業協同組合日出支店

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

※本県では、サワラは主に秋口（9～11月）に漁獲され、単価も高いため、刺し網漁業や釣り漁業、はえ縄漁業等の多くの漁業種類にとって極めて重要な水産資源である。そのため、漁業経営に影響を与えるような極端な漁獲量の規制が生じないように検討していただきたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

固定式刺し網などの漁業種類は選択的に漁獲できないので、仮にサワラが禁漁になったとしても混獲されてしまう恐れがある。これを理由に操業が規制されることのないよう、対策を考えていただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）